

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第25号
件名	区議会の委員会において請願者自らが請願の趣旨説明あるいは意見陳述をできるようにすることを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 文京区において真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田珠里
紹介議員	沢田けいじ 板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	議会運営委員会

請願理由

日経グローバルが日経リサーチを通じて全国 815 市区議会を対象に行った「市区議会に関するアンケート」(回答率 99.8%、2018 年 7 月 20 日～9 月 3 日にかけて実施)によると、「請願・陳情者が委員会で直接説明する機会」があると回答したのは 23 区では豊島区や目黒区など 10 区あり、東京都 25 市では国立市、調布市、町田市など 15 市もありました。

文京区に於いては、文京区議会会議規則第八十五条(請願の紹介議員は、委員会から要求があつたとき又は紹介議員の申出を委員会が承認したときは、委員会に出席して説明を行う)により、請願の紹介議員は委員会に出席して説明を行うことができるようになっていますが、請願者自身が委員会に出席して説明を行うことができるとの規定はありません。

区民からの請願は、区の片隅から発せられる「小さな声」に過ぎないかもしれませんが、区民の声なき声の大海に分け入って区民に寄り添い、「請願」となって表れた「小さな声」をしっかりと汲み取るには、請願者自身による意見陳述や趣旨説明の場を設けて直接聴いて頂き、委員のみなさまに請願者の生の声をしっかりと心に刻んで頂くことが非常に重要であると考えます。

そこで貴議会に対し、以下の請願を致します。

請願事項

- 1 文京区議会に於いても、請願者が自ら提出した請願について、委員会の場で意見陳述や趣旨説明を希望し、委員会がその必要性を認めた場合には、意見陳述や趣旨説明をできるような制度や仕組み、手続きを整えてください。

※ 文京区議会会議規則第八十五条に準じ、「委員会から要求があつたとき又は請願者の申出を委員会が承認したときは、委員会に出席して説明を行う(あるいは、正副委員長に説明を行う)」といった規定を想定しています。